

第 編 直接国税編

4 法人税

統計表を見る方のために

4 法人税

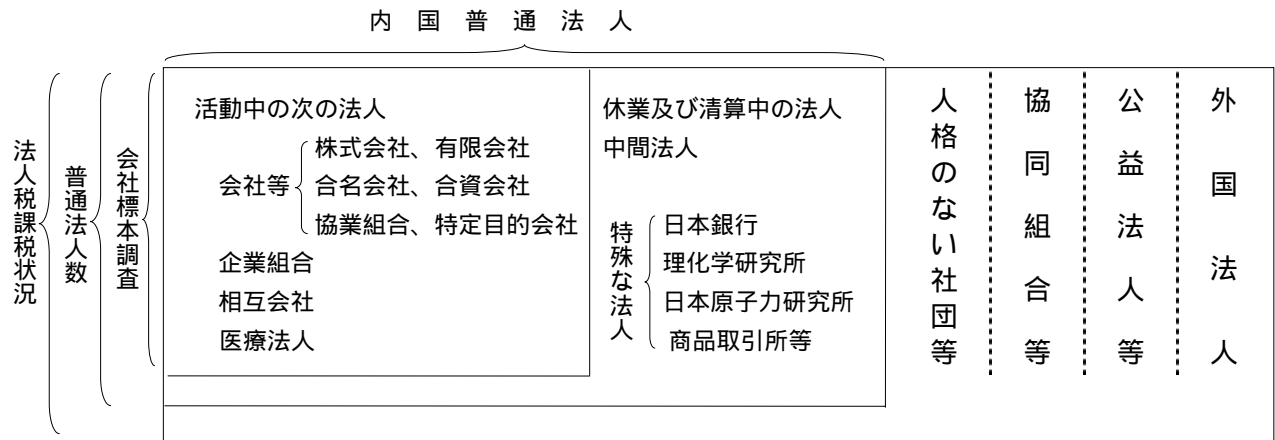
統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成 15 年 2 月 1 日から平成 16 年 1 月 31 日までの間に終了した事業年度分についての法人税課税状況、普通法人数及び会社標本調査（抜粋）から成っている。法人税課税状況と普通法人数は全数調査により調査集計した（連結申告に関する計数は含まない。）。法人税課税状況は、すべての種類の法人について示してあるが、普通法人数は内国普通法人だけについて、業種別、資本金階級別等に示したものである。

会社標本調査は、内国普通法人のうち、活動中の法人の営業収入金額、益金処分の内容、交際費等の項目について、標本調査の方法で調査、推計したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。



2 用語の説明

(1) 法人の種類及び課税の範囲

- | | | |
|------------------------------------|-------------|--|
| イ 内国法人.....国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。 | 公共法人..... | 法人税法別表第一に該当する法人 = 法人税の納税義務を有しない（例、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、地方公共団体、日本道路公団、日本放送協会）。 |
| | 公益法人等..... | 法人税法別表第二に該当する法人等 = その法人の所得のうち収益事業から生じた所得についてのみ課税される（例、小型自動車競走会、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、商工会議所、農業共済組合）。 |
| | 協同組合等..... | 法人税法別表第三に該当する法人 = 課税の範囲について特例はないが、普通法人に比べ適用される税率が低い（例、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、信用金庫、森林組合）。 |
| | 人格のない社団等... | 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの = 収益事業から生じた所得についてのみ課税される。 |
| | 普通法人..... | 上記以外の法人 = 課税の範囲について特例はない。 |

ロ 外国法人.....内国法人以外の法人 = 日本国内に源泉のある所得について課税される。

- (2) 事業年度.....法人の決算期間のことをいう。通常、年 1 回決算（決算期間 12 か月）の法人と、年 2 回決算（決算期間 6 か月）の法人がある。
- (3) 資本金.....事業年度末（年 2 回決算の法人では下期の決算期末）現在の払込済資本金額（資本積立金額は含まない。）又は出資金をいう。

3 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目											調査方法		
		法人 数	事業 年度 数	所得(利益) 金額	欠損 金額	税 額	資本 金額	営業 収入 金額	役員 賞与	支払 配当	留保 金額	交際 費		寄付 金	減価 償却 費
4 - 1 課税状況															全数調査
(1) 現事業年度分の課税状況	法人の種類別														
(2) 既往事業年度分の課税状況															
(3) 法人数等の状況	法人の種類別														
(4) 加算税の状況															
(5) 税務署別課税状況															
(6) 税務署別法人数等	法人の種類別														
4 - 2 普通法人数														全数調査	
(1) 決算期別普通法人数	資本金階級別														
(2) 業種別 "	"・県別														
(3) 税務署別 "	資本金階級別														
4 - 3 会社標本調査	"・業種別													標本調査	